

(遊休農地対策総合支援事業)

「ふくしま農地再生支援事業」の概要

農村振興課

1. 事業の内容

耕作放棄地の再整備、農地保全用の機械導入及び耕作放棄地を活用した生産活動や市民農園の開設、地域連携による景観作物の栽培等を実施する際の初期費用に対して助成します。

2. 事業実施主体

市町村、地域耕作放棄地対策協議会、農業協同組合、土地改良区、公社、集落営農組織、営農集団、農業生産法人、NPO法人、農業参入法人、認定農業者、新規就農者、有機栽培に取り組む農業者

3. 交付先

市町村、地域耕作放棄地対策協議会

4. 事業期間

平成23～25年度

5. 補助対象経費

- (1) 障害物除去、抜根・整地、深耕等に要する経費
- (2) 再生後の土壌改良や種苗導入等に要する経費(ただし、麦、大豆、なたね及びそばを作付する場合を除く。)
- (3) 農地保全用の機械導入経費

6. 補助率

4/10以内

(ただし、「ふくしま恵みのイレブン」のうち園芸作物(キュウリ、トマト、アスパラガス、モモ、日本ナシ、リンドウ)を作付する場合及び、薬用作物を作付する場合は補助率を1/2以内とする。)

7. その他

国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」の支援対象となる取組は、本事業の対象外とする。